

介護保険施設等における負担限度額適用

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)や短期入所(ショートステイ)を利用する方の食費・居住費について、該当する方へ助成を行っています。

要介護認定をお持ちの方、配偶者(別居含む)、住民票上同居の家族全員が
住民税非課税である

はい

要介護認定をお持ちの方、配偶者(別居含む)の
収入額に応じた預貯金の額は基準額以下ですか？

基準額*1	申請時の 預貯金等額*2	食費		居住費等				
		施設入所	短期入所	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室 (特養等)	従来型 個室 (老健等)	多床室
生活保護受給者または老齢福祉年金受給者	<単身> 1000万円以下 <夫婦> 2000万円以下	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円
809,000円以下	<単身> 650万円以下 <夫婦> 1650万円以下	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円
809,000円超、120万円以下	<単身> 550万円以下 <夫婦> 1550万円以下	650円	1000円	1370円	1370円	880円	1370円	430円
120万円超	<単身> 500万円以下 <夫婦> 1500万円以下	1360円	1300円					

*1…「基準額」は、公的年金等収入額(非課税年金含)+その他の合計所得金額です

*2…「申請時の預貯金等の額」に含まれるものは、下記①～⑤のとおりです。記載の方法で確認させていただくことが必要です。

- ①預貯金:通帳(2か月以内に記帳されている)の残高ページのコピー、インターネットバンクは残高ページの写し
- ②有価証券:株式、国債、地方債、社債等の証券会社や銀行の口座残高の写し
- ③金銀:購入先の口座残高の写し
- ④投資信託:銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
- ⑤現金:自己申告

なお、預貯金等の額が基準額を超えている場合、預貯金等の額が減少して要件を満たすこととなった時点で申請できます。

いいえ

申し訳ありませんが、現状では申請できません。課税状況や家族の状況に変更があり、世帯全員が住民税非課税になる等があればご相談ください